

産前産後期間相当分(4ヶ月分)の国民健康保険税が軽減されます!

子育て世代の負担軽減および次世代育成支援等の観点から、出産される国民健康保険被保険者の方の国民健康保険税を軽減します。

対象者 令和5年11月1日以降に出産、または出産予定の国民健康保険被保険者の方
 ※妊娠85日(4ヶ月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます)。

受付期間 出産予定日の6ヶ月前～ ※出産後の届出も可能です。
軽減方法

その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」といいます)相当分が減額されます。

※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

※令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。

届出に必要な書類

- 産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書
- 母子健康手帳など
 - ・出産予定日又は出産日を確認することができる書類
 - ・単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類

詳細については、下記までお問合せください。

■ **問合せ** 町民税務課 TEL 0778-47-8014

知っていますか?



タバコによる健康影響*

※科学的に明らかなもの

たばこによる日本人の年間死亡者数は、喫煙者で約13万人、受動喫煙者で約1万5千人となっています。たばこは、吸う人にも吸わない人にも影響があります。ペットも同様に影響を受け、犬では肺がん、猫では口腔がんなど、悪性リンパ腫の発症率が高まります。

喫煙者(タバコを吸う本人)の危険性[主流煙によるもの]

がん

- 鼻腔・副鼻腔がん
- 口腔・咽頭がん
- 喉頭がん
- 食道がん
- 肺がん
- 肝臓がん
- 胃がん
- 膵臓がん
- 膀胱がん
- 子宮頸がん

その他の疾患

- 脳卒中
- ニコチン依存症
- 歯周病
- 慢性閉塞性肺疾患(COPD)^{※1}
- 呼吸機能低下
- 結核(死亡)
- 虚血性心疾患
- 腹部大動脈瘤
- 末梢性の動脈硬化
- 2型糖尿病の発症
- 妊娠・出産
- 早産
- 低出生体重・胎児発育遅延

喫煙関連疾患(タバコ病)

※1 慢性閉塞性肺疾患(COPD)

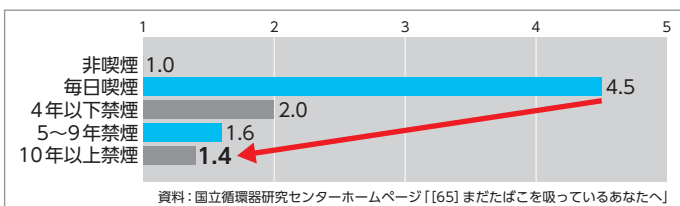
主に慢性気管支炎と肺気腫を指します。いずれも息切れや血液中の酸素濃度低下、呼吸困難を引き起こし、一度かかると肺の機能は元に戻りません。喫煙が最大の原因とされています。

出典：厚生労働省「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討報告書」平成28年

禁煙するとこんなにいいことが♪

①がんをはじめ、様々なタバコ病のリスクが低くなる。

例えば…「禁煙後の年数と肺がん死亡率の関係」については



②お小遣いが増える

毎日20本(1箱580円)吸うと…

1か月(30日)で	▶ 17,400円
1年(365日)で	▶ 211,700円
10年で	▶ 2,117,000円
一生(60年)で	▶ 12,702,000円

出典：福井県健康福祉部保健予防課リーフレット「これだけは知ってほしい! タバコのこと」

■ **問合せ** 保健福祉課 ☎0778-47-8007